平成２１年（フ）第３０８号
鳥取県鳥取市湖山町南５丁目222番地35、旧住所鳥取県鳥取市徳吉272番地の１　市住Ｒ４―28
債務者　岩本　章司
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０９号
鳥取県鳥取市湖山町南５丁目222番地35、旧住所鳥取県鳥取市秋里882番地64
債務者　岩本　美和
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１６号
鳥取県鳥取市吉方温泉３丁目852番地　熊田ビル３－Ｃ号、旧住所鳥取県鳥取市田園町１丁目105番地　コーポ大森103号
債務者　長谷　昌幸
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３３号
鳥取県米子市彦名町331番地２
債務者　山崎　恵美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１６３３号
広島市南区皆実町４丁目14番17―104号
債務者　大下登實男
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１４号
広島市安佐南区沼田町大字伴6854番地１、住民票上の住所広島市安佐南区沼田町大字伴6852番地の５
債務者　目澤　琢也
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５３号
広島市西区大芝３丁目９番９―405号
債務者　桐原　弘幸
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９００号
広島県大竹市御園２丁目２番３号
債務者　中森　直美（旧姓柏原）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６号
広島県三原市宮浦３丁目27番23号
債務者　竹村　公輔
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
山口県下関市小月市原町３番30号
債務者　平尾　　栄
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
山口県下関市小月市原町３番30号
債務者　平尾喜三子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
山口県宇部市中村１丁目３番12号
債務者　林　　君江
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第６５９号
愛媛県松山市和気町１丁目452番地　サントノーレ和気807号
債務者　渡部麻樹こと　髙　　麻樹
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６８０号
愛媛県松山市山越６丁目５番２号　ライブタウン山越205号室
債務者　越智　省三
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６８７号
愛媛県松山市畑寺町839番地８
債務者　津田　進一
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６９９号
愛媛県松山市辰巳町３番５号
債務者　香川　国弘
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１１３号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4204―151介護老人保健施設きんもくせい、住民票上の住所福岡県飯塚市伊岐須１番地304
債務者　芳野　光利
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所直方支部